

# 都市整備課の「平成28年度の運営方針と目標」

都市整備課長 福田 和也

## 1 課の使命と役割

### ■課の使命・目標（箇条書き）

- ・住民に直結した幹線道路、生活道路等の適切な維持管理に努め、住民が安全・安心で、快適に利用できる生活基盤を提供します。
- ・災害時（台風・豪雪等）において、最低限の生活を維持できるよう、迅速に道路等の復旧、通行の確保・保全を図ります。
- ・街路灯や交通安全施設等の適切な維持管理、及び整備に努め、安全で安心な生活環境を提供します。
- ・住民生活に潤いと安らぎを与える公園、緑地の適正な維持管理、及び整備に努め、安全で安心な憩いの場を提供します。
- ・将来像を見据えた都市計画により、都市施設を計画的に整備し、都市の健全な発展と秩序ある街づくりを推進し、都市の均衡ある発展と公共の福祉の推進を図ります。
- ・安全で安心できる水道水の供給に努め、災害に強い水道施設を目指します。
- ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及促進による居住環境の向上・自然環境の保全に努めます。
- ・上水道、公共下水道、農業集落排水の公営企業及び特別会計の健全な経営と施設の適正な維持管理に努めます。

### ■課の役割

都市整備課は、管理係、都市計画係、道路整備係、業務係、上下水道係の5係で構成されています。主な役割としては、次の業務を担っています。

- ①道路・橋梁等の維持管理に関すること。
- ②排水路の計画、維持管理に関すること。
- ③街路灯・交通安全施設の維持管理、整備に関すること。
- ④道路等の境界に関すること。
- ⑤道路法に係る許認可に関すること。
- ⑥町営住宅、定住化促進住宅、災害公営住宅の維持管理、及び整備計画に関すること。
- ⑦土木災害復旧事業に関すること。
- ⑧都市計画に関すること。
- ⑨都市区画整理、宅地造成に関すること。
- ⑩公園、緑地の維持管理、整備に関すること。
- ⑪建築確認申請、開発行為に関すること。

- ⑫屋外広告物に関すること。
- ⑬都市緑化保全に関すること。
- ⑭道路・橋梁の新設、改良、更新に関すること。
- ⑮ 道路・橋梁の整備計画に関すること。
- ⑯ 上下水道料金等の認定、賦課、徴収、減免、滞納整理、処分に関すること。
- ⑰ 上下水道事業の予算編成、収支、決算、起債に関すること。
- ⑱ 上下水道の民間委託及び企業会計に関すること。
- ⑲ 上下水道事業の計画的な整備及び施設・機器設備の維持管理に関すること。
- ⑳ 上下水道の給排水設備工事に関する受付、検査及び公認店の指導に関すること。
- 21 合併処理浄化槽の申請審査及び維持管理に関すること。

また、復興関連事業として、次の業務を担っています。

- ①災害公営住宅建設に関すること。
- ②都市計画マスタープランに関すること。
- ③都市再生整備事業に関すること。
- ④復興道路の整備計画に関すること。
- ⑤道路、公園の除染調査業務に関すること。

## 2 課の構成(平成28年4月1日現在)

■職員数	21人
・課長	1人
・主幹	1人
・課長補佐	1人
・業務係	3人
・上下水道係	5人
・管理係	4人
・都市計画係	3人
・道路整備係	3人

### 3 平成28年度の課の運営方針

- ・ 都市整備課は、管理係と都市計画係、道路整備係、業務係、上下水道係の5係で構成されており、係間の連携を図りながら、「まちづくり総合計画」において計画している各種主要事業等に取り組みます。
- ・ 災害公営住宅については、安全管理、品質管理、工程管理を図りながら、年度初期に全52戸の災害公営住宅の建設を完了します。
- ・ 道路や街路灯・交通安全施設については、道路パトロールを含め、舗装道路の維持補修、砂利道の維持管理、街路灯・交通安全施設の新設・維持管理が計画的にできるよう、嘱託・臨時職員を配置し、適正な管理に努めます。
- ・ 住宅入居者の家賃滞納者については、町税等収納確保委員会と連携を図りながら実態を調査し状況等に配慮しながら督促を行い、滞納の解消に努めます。
- ・ 定住化促進住宅については、適切な施設等の維持補修を実施し、入居率を高める方策及び管理業務委託を検討します。
- ・ 若者定住促進事業については、定住促進に一定の効果があるため、勤労者の持家を促進し町外からの流入人口の増加を目指し、若者の定住を図ります。
- ・ 国県の道路・河川整備事業について、事業推進が図られるよう関連機関への要望や調整を行います。
- ・ 現行の都市計画マスタープラン（H8～H27）の見直しを図り、「第6次まちづくり総合計画」との整合を図りながら、「矢吹町都市計画マスタープラン」を作成、決定します。
- ・ 都市公園等については、公園整備事業において、大池公園内の護岸、及び日本庭園の修繕、及び各公園の便所等の改修を実施します。維持管理については、指定管理者である地元行政区等と連携を図りながら適正な管理に努めます。
- ・ 「矢吹町公園整備計画」の基づき、今後の計画的な維持管理、整備方針、整備計画により、計画的な公園整備を推進します。
- ・ 道路事業では、八幡町善郷内線（羽鳥幹線水路）・神田西線・一本木32号線・一本木29号線の幹線道路網整備に取り組みます。
- ・ 生活道路等については、地域住民との合意形成を図りながら、生活基盤が整備されたまちづくりを推進します。
- ・ 橋梁については、町内68橋の橋梁長寿命化修繕計画について見直しを行い、計画的に改修事業を推進します。
- ・ 上下水道施設の適正な維持管理と健全な経営に努めます。

- ・新しい時代にあったライフラインの適正管理と健全経営を推進します。
- ・安全で安心な水を恒常的・安定的に供給するため、適正な水質管理、施設管理を行います。
- ・老朽化した水道施設の調査を行い、計画的な機能強化を図り「災害に強い施設づくり」を目指します。
- ・居住環境の向上、自然環境の保全のため公共下水道の受益地の拡大を図るとともに、整備が完了した公共下水道、農業集落排水区域の接続率向上を図るため接続促進事業に取り組みます。
- ・公共下水道、農業集落排水の整備区域外は、合併処理浄化槽の助成設置を進めるとともに維持管理義務の啓発を促進します。
- ・上下水道施設の効率的、効果的な維持管理と経費節減を図り経営の健全化に努めます。特に事業の長期的管理を見据えた使用料等の改正を検討します。
- ・鶯橋吊配水管整備、中畑配水池省力化、有収水量率の向上に努めます。
- ・企業会計、特別会計の健全化を図るため、料金等賦課徴収業務の受託者と連携し、コンビ収納の利用促進、口座振替利用の推進、納付相談での納付意識の向上、給水停止等の滞納処分の未収金対策を強化します。
- ・農業集落排水使用料金算定見直し、ペットボトル水の製作販売を推進します。
- ・農業集落排水処理施設の長寿命化と維持管理の負担軽減を図るため、機能強化事業により処理施設等の整備を進めます。

1	公共下水道整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	認可区域440.3haの生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備関連の交付金を活用しながら、総合計画期間内において整備済区域を342ha(77.7%)から364ha(82.7%)へ計画的に下水道の整備を推進します。さらに、拡張や整備だけでなく、改築、更新に係る老朽化対策等を実施することにより持続可能な事業の展開を図ります。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■維持管理業務委託について</li> <li>・4月 委託業務契約締結</li> <li>・5月 中町マンホールポンプ修繕</li> <li>・4月～9月 機器等の維持管理</li> <li>■整備事業</li> <li>・4月～9月 新規公共樹設置 3基を設置</li> <li>・4月～6月 汚水324号本管理設工事(一本木地区) L=190m</li> <li>・7月 ストックマネジメント手法を踏まえた管路施設長寿命化計画策定業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■維持管理業務について</li> <li>・10月 下水道管路清掃業務</li> <li>・10月～3月 機器の修繕管理</li> <li>■整備事業について</li> <li>・10月～3月 新規公共樹設置 3基を設置</li> <li>・10月～3月 汚水321号本管理設工事(一本木・八幡町地区) L=200m</li> </ul>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンホールポンプ(21箇所)及び下水道管(L=65.3km)の維持管理を実施します。</li> <li>・既存下水道管路を維持するため、老朽箇所を特定し計画的な更新計画を策定します。また、下水道管路のカメラ調査により、長寿命化計画を策定し中・長期的な更新計画を樹立します。</li> <li>・公共下水道管渠L=200m(一本木・八幡町地区)を整備し、区域を拡大します。</li> </ul>		

2	合併処理浄化槽設置整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	公共下水道認可区域及び農業集落排水区域を除く地域を合併浄化槽設置により、環境保全を図り、全町的な生活環境の向上を推進します。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	4月～9月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併処理浄化槽新設・切替に係る補助金を助成します。(11基)</li> <li>・設置後の検査(7条検査)と年1回の定期検査(11条検査)について、受験率向上に向け周知を図ります。</li> <li>・浄化槽協会の検査において、不適合の浄化槽設置者に対し、改善指導通知書を送付いたします。</li> </ul>	10月～3月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併処理浄化槽新設・切替に係る補助金を助成します。(11基)</li> <li>・設置後の検査(7条検査)と年1回の定期検査(11条検査)について、受験率向上に向け周知を図ります。</li> <li>・浄化槽協会の検査において、不適合の浄化槽設置者に対し、改善指導通知書を送付いたします。</li> <li>・「浄化槽の日」について広報やぶきとホームページでPRします。</li> </ul>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併処理浄化槽の新設・単独処理浄化槽及び汲取式便所からの切替 22基</li> <li>・設置後の検査(7条検査)についての周知 未受験世帯の100%</li> <li>・年1回の定期検査(11条検査)についての周知 未受験世帯の100%</li> </ul>		

3	農業集落排水事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	農業集落排水事業において整備された5処理区の処理等が正常に機能し、安定した管理が行えるよう、業務委託等を推進します。また、新規に接続する場合は接続許可及び確認業務を行い、生活環境の向上を図るとともに、整備計画区域外については変更も含めた処理手法等の検討を行います。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設維持管理業務委託 (4月：年間業務契約締結)</li> <li>・処理施設の汚泥抜取 (4月：年間単価契約締結)</li> <li>・マンホールポンプ維持管理委託 (4月：長期継続契約締結)</li> <li>・自家発電保守点検委託 (4月：年間業務契約締結)</li> <li>・未接続世帯への接続促進の実施 (年間を通じて)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路洗浄業務委託 (10月：発注予定)</li> <li>委託場所：大和内ほか5地区 L=818m</li> <li>・未接続世帯への接続促進の実施 (年間を通じて)</li> </ul>	
目標管理	<b>成果目標・数値目標等</b> 処理施設の効率的、経済的な維持管理を実施します。(各地区の水質をBOD20ppm、SS50ppm以内で放流します。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場5地区、マンホールポンプ(11箇所)及び下水道管(L=33.6km)については、継続的で適切な維持管理を実施します。</li> <li>・未接続世帯への接続促進を実施します。(目標：12世帯新規接続 接続率77.4%⇒79.1%)</li> </ul>		

4	配水管施設整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	給水需要を把握し、老朽化に伴う配水管の布設替え及び新設、バイパス化を図り安定した給水のため事業を実施します。(町道整備に伴う配水管の新設、布設替え、国・県工事関連布設替え等)		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前期	後期	
	・5月～9月 測量設計委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月～3月 矢吹東農道関連水道管移設工事 L≒244m</li> <li>・10月～3月 羽鳥幹線関連配水管新設工事 L≒170m</li> <li>・10月～3月 八幡町地内配水管更新工事 L≒110m</li> <li>・10月～3月 弥栄地内配水管更新工事 L≒300m</li> </ul>	
目標管理	<b>成果目標・数値目標等</b> 矢吹東農道関連水道管移設工事 L≒244m 発注・完了 羽鳥幹線関連配水管新設工事 L≒170m 発注・完了 八幡町地内配水管更新工事 L≒110m 発注・完了 弥栄地内配水管更新工事 L≒300m 発注・完了		

5	水道施設管理運営事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	水道施設の円滑で安全な管理に努め、水道利用者が安心して利用できる安定供給を推進します。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月 水道施設維持管理業務委託契約締結</li> <li>・4月～9月 水道施設の水質検査実施</li> <li>・4月～9月 機器等の維持管理</li> <li>・5月～ GISシステムデータ整備 L=250km</li> <li>・毎月2回 モニタリング調査実施</li> <li>・毎日 残留塩素調査実施</li> <li>・6月、9月 水道施設草刈業務委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月～3月 水道施設の水質検査実施</li> <li>・10月～3月 機器等の維持管理</li> <li>・毎月2回 モニタリング調査実施</li> <li>・毎日 残留塩素調査実施</li> <li>・10月 配水施設清掃</li> <li>・10月 水道施設管理者資格取得</li> </ul>	
目標管理	<b>成果目標・数値目標等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民の皆様安心して安全な水道水を供給します。(日配水量4,800m<sup>3</sup>)</li> <li>・ 水質検査結果をホームページで公表します。</li> <li>・ 水道技術管理者資格取得(1名)を目指します。</li> <li>・ 震災に強い管路網を構築するためバイパス化を進めるほか、配水池に緊急遮断弁を設置し水道水を確保する計画を検討します。</li> </ul>		

6	水道普及PR事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	安全安心な水道水を広く町民へ周知し、水道利用者数、使用水量の控除を図るとともに、既利用者への安定的な供給と水道管の適切な利用について情報を発信します。安全でおいしい矢吹の水道水のPRのため、ボトルウォーター『矢吹ヶ原のおいしい水』を製造・販売します。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	6月 全国水道週間に合わせ水道のしくみについて周知(広報やぶき、ホームページ) 6月 ボトルウォーター製造	12月 凍結防止について周知(広報やぶき、ホームページ)	
目標管理	<b>成果目標・数値目標等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全でおいしい矢吹の水道水のPRのため、ボトルウォーター『矢吹ヶ原のおいしい水』の製造・販売を実施します。(10,000本)</li> <li>・ 給水新設工事80件</li> </ul>		

7	水道賦課徴収業務委託事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>現在、水道料金に併せて、公共下水道料使用料、農業集落排水使用料の賦課徴収をしており、その業務は委託により行っております。</p> <p>今後さらに業務委託先と連携し、滞納者への徴収強化を継続します。</p> <p>また、現年度分の収納率の向上、過年度分の収納率の維持を目指して、効率的な収納業務の方策を検討してまいります。</p> <p>さらには、町税等収納確保委員会との、情報交換等を強化するとともに納率の向上に努めるとともに、コンビニ収納システムの拡大による収納率の向上に努めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月～9月：督促、催告、臨戸訪問、給水停止処分等の実施による収納率の向上</li> <li>・4月～9月：委託先との定例的な情報交換</li> <li>・7月～9月：県内外の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月～3月：督促、催告、臨戸訪問、給水停止処分等の実施による収納率の向上</li> <li>・10月～3月：委託者との定例的な情報交換</li> <li>・10月、11月：収集した情報の分析</li> <li>・12月、1月：効率的な収納方法の検討</li> <li>・2月：収納方法の選定</li> </ul>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>効率的な収納方法の選定をして週能率向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金について <ul style="list-style-type: none"> <li>現年度分収納率：H27実績（98.1%）⇒H28（98.5%）</li> <li>過年度分収納率：H27実績（20.2%）⇒H28（25.0%）</li> </ul> </li> <li>・下水道料金について <ul style="list-style-type: none"> <li>現年度分収納率：H27（98.5%）⇒H28（98.5%）</li> <li>過年度分収納率：H27（25.0%）⇒H28（31.0%）</li> </ul> </li> </ul>		

8	農業集落排水処理施設機能強化事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>機能強化とは、農業集落排水施設が長期にわたり安定した能力を発揮するために、処理施設の稼働状況や経年変化に対応した施設の更新・改造工事を行う補助事業です。当該事業は事前調査、改修計画策定、改修工事の順で行われます。各処理区において、順次調査検討を行い、整備を推進します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<p>本村地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月：実施設計委託・発注（予定工期：6月～1月）</li> <li>※H28・29年度分・設計書完成（成果品提出：8月）</li> <li>・8月：機械器具設置工事・発注（予定工期：9月～3月）</li> <li>※特注による機械器具の製造</li> </ul> <p>三城目地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27年度より継続し概要書の見直しを行い、引き続き申請手続きを行います。</li> </ul>	<p>本村地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月：実施設計委託・完成（予定工期：6月～1月）</li> <li>・3月：機械器具設置工事・完成（予定工期：9月～3月）</li> </ul>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本村地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施設計及び機械器具設置工事を発注し、年度内に完成します。</li> <li>汚水処理施設機械の更新 N=1式（パッケージスクリーン、汚泥濃縮機）</li> </ul> </li> <li>・三城目地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>継続して採択申請手続きを実施します。</li> </ul> </li> </ul>		



9	河川管理事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>町が管理する阿由里川の維持管理及び、河川愛護団体による美化作業、また、県管理河川（隈戸川、阿武隈川、泉川）の美化作業について、河川愛護団体の活動を支援します。          阿由里川の水門を適切に管理します。          阿由里川の土砂堆積状況を調査し、対応策を検討します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川愛護団体による河川美化作業の活動支援。5月～7月</li> <li>河川パトロール実施4月～9月</li> <li>水門管理4月～9月</li> <li>土砂堆積状況の調査 5月～9月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川パトロール実施9月～3月</li> <li>水門管理9月～3月</li> <li>土砂堆積の対応策を検討 10月</li> <li>土砂撤去の予算化の協議</li> </ul>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川愛護団体の河川美化作業実施します。            実施箇所数5箇所、実施団体数5団体、参加人数400人            参加団体：三城目地区河川愛護団体、1区自治会、田内行政区、須乗本田地区道路河川愛護団体、矢吹町建設協力会、こうすっぺ西側、遊々クラブ、道路河川愛護団体等</li> </ul>		

10	若者住宅取得助成事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>平均年齢40歳以下の若い夫婦世帯が町内への定住化促進として、住宅を取得した場合、条件により15万円～50万円の助成金を交付し、若者の定住化の推進を図ります。          HP、広報誌等を活用し、対象者への周知、PRを行います。          また、住宅、及び金融機関等の住宅関連業者への制度のPR、活用推進について協議を行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月～8月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町ホームページ・広報等でPRします。</li> <li>金融機関や不動産業者、ハウスメーカーなどに制度の広報をします。</li> </ul>	<p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度の効果を検証し、補助要綱等の見直しの検討を行います。</li> </ul>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>次世代を担う若者が、町内に住まいを持ち、定住を促進することで、活力ある街づくり、地域づくりの推進を図ります。          新規助成目標 40件          町外世帯 30件          町外転入世帯 10件</p>		

11	災害公営住宅管理運営事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災で住宅が被災し、仮設住宅等へ入居している被災者の生活再建の基盤となる恒久住宅への移行を進めるため、早期の建設完了（中町第2、中町第3地区）を目指します。また、建設が完了した災害公営住宅への早期の移転推進を図ると共に、移転の障害となっている要因の調査検討を行い、必要な対策を講じます。</li> <li>・適切な施設の維持管理を行い、景観形成も含めた周辺環境との調和を図るとともに、施設の長寿命化のため、効率的な施設改修、修繕計画を策定します。また、中町地区については、計3団地で新たな自治会を組織し、1区総区の下部組織として位置づけ、地域との共同、連携を図れるよう支援を行います。</li> </ul>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	4月 建設完了までのスケジュールを確定します。 5月 全52戸の災害公営住宅の工事完了、入居を開始します。 6月 自治会組織を立ち上げ、地元行政区との連携、支援を行います。 随時、適切な入退去管理、施設の維持管理、使用料徴収を行います。	10月 長寿命化計画（案）を策定し、将来負担、維持管理方針について、財政協議を行います。 3月 長寿命化計画を策定、決定します。 随時 適切な入退去管理、施設の維持管理、使用料徴収を行います。 12月 入居条件の緩和等について関係機関と協議します。	
目標管理	<b>成果目標・数値目標等</b> 現在工事中の中町第2、第3地区の早期の工事完了、入居開始（5月末）を目指します。年度末までに、入居率90%（47戸）を目指し、入居促進、及び入居が困難な方の課題、要因等进行分析し、必要があれば、入居条件の緩和措置等について国、県との協議を行い、入居率の向上に努めます。 中心市街地の活性化に大きく寄与する施設であるため、適切な維持管理、景観の保全を行います。		

12	西側地域里山づくり事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	この地域の自然の豊かさと人々の暮らしを調和させた空間を里山として守り、人と自然との共生を推し進めながら「こうすっぺ西側イメージアップ作戦」等の活動と協働し、袖ヶ館跡地として寄付を受けた町有地を活動の場として提供し里山づくりの事業を行い環境の整備に努めます。また、団体の活動により対象地域を利用する町民の増加を図ります。 三十三観音史跡公園と連動した里山づくりについて、産業振興課が実施する「福島森林再生事業」と調整を図りながら、今後の整備計画について関係機関、行政区、民間団体と協議していきます。 ・ホームページ等広報手段を利用し、里山の魅力発信を行います。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	随時 ・袖ヶ館跡地利活用について、行政区や関係機関との協議。 5～7月 ・季節ごとの三十三観音史跡公園の様子をHP等で発信します。	10月～12月 ・袖ヶ館跡地利活用について、計画策定。 ・季節ごとの三十三観音史跡公園の様子をHP等で発信します。	
目標管理	<b>成果目標・数値目標等</b> ・袖ヶ館跡地利活用について、整備方針を定めます。 ・HP等へ年4回広報活動を行います		

13	フラワーロード花いっぱい事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	道路などに植栽を行い、景観の形成を推進します。県が行う事業のほか、町独自の取り組みとして花いっぱい運動を推進し、町内の道路愛護団体やサークル等に対して、美化運動への支援を行います。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	5月～6月 県道については県フラワーロード事業を、町道については町花いっぱい運動を活用し、道路の美化作業を行う20団体に対し、約8000本の花苗の提供などの支援を行います。 6月～7月 事業実施後、町広報、新聞等に掲載し、参加意欲の高揚を図ります。 公園等の指定管理団体との協議を行います。	10月 町進出企業等、町内法人への募集案内や区長会へのチラシ配布などを行い、実施団体、実施場所の増加を目指します。 10月 公園等美化について推進を図ります。	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	自治会、法人等の各種団体 公園等(指定管理)	20団体 10団体	約8000本 約1000本

14	まちなみ景観事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	まちづくり団体や東京大学生産技術研究所と連携しながら、旧奥州街道沿いに木造建築が立ち並ぶ個性あるやぶきの街並みを再生し、木のぬくもりのある景観づくりを図るための景観計画を策定します。 ・既設屋外広告物の設置状況調査や福島県屋外広告物条例に基づく広告物の設置・更新・変更等の適性な許可及び指導をします。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	随時 ・まちづくり団体と連携し、景観計画を策定するためのワークショップや町並みの将来像の基礎作りを行います。 ・屋外広告物に関する申請・許可業務を随時行います。	随時 ・景観計画について取りまとめを行います。 ・屋外広告物に関する業務を随時行います。	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり団体「街ナビやぶき」と連携した景観計画づくりを進めます。</li> <li>・未申請屋外広告物設置者への届出の指導を行います。</li> <li>・更新等各種申請予定件数40件</li> </ul>		

15	公園整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>都市公園、農村公園、その他の公園等の公園施設を安全な状態に保ち、町民が安心して利用できるよう継続的な整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市整備課が管理する都市公園以外の公園について、維持管理を行うとともに、規模・設備等、都市公園に該当する公園を都市公園と認定する条例改正を行います。</li> <li>・「公園長寿命化計画」に基づいた公園施設の改修、修繕を行います。</li> <li>・都市公園が設置されていない、中畑、三神地区を含めた公園整備に基づき、整備の検討を行います。</li> <li>・大池公園に健康遊具を整備し、保健福祉課と連携した新たな健康増進事業の普及を図ります。</li> </ul>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市局交付金申請(4月)</li> <li>・大池公園総合案内看板発注(5月)</li> <li>・大池公園内健康遊具の選定(6月)</li> <li>・都市公園条例の改正(9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大池公園護岸工事発注L=332m(9月～3月)</li> <li>・大池公園健康遊具更新(12月～3月)</li> </ul>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大池公園護岸改修による入園者の安全確保</li> <li>・大池公園総合案内看板設置による来園者誘導確保</li> <li>・大池公園健康遊具更新による高齢者の健康増進事業の利活用</li> <li>・都市公園へ移管することによる、来年度以降の遊具等設備の更新財源の確保</li> <li>・都市公園以外のその他の公園の整備計画を策定します</li> </ul>		

16	桃源郷の里づくり事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>地域景観を未来の子供たちへの贈り物とする魅力ある地域づくりを展開するため、全町民参加型の「花木植樹による地域おこし」を前面に打ち出し、「百花繚乱」「季節の花咲く町やぶき」「花の里やぶき」と称されるような桃源郷の里づくりを進めます。平成28年度は、矢吹町区長会が主体となり、公益信託うつくしま基金の助成を受け、羽鳥幹線水路上部道路沿いにキリシマつつじ等約500本を町民参加のもと植樹します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植樹事業実行委員会の立ち上げ。(5月)</li> <li>・町民参加を促す広報(6月)</li> <li>・植樹の実施(6月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植樹実施(～10月)</li> <li>・全戸に対し活動報告配布</li> <li>・事業実績報告(3月)</li> </ul>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・矢吹町区長会が実施する「公益信託うつくしま基金」を活用したまちづくり活動について、関係機関と連携し行います。</li> <li>・福島県まちづくり支援事業の実施における申請や関係機関と連携し事業を行います。</li> </ul>		

17	羽鳥幹線水路復興道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	羽鳥幹線水路敷き（延長2,700m）の内、県道棚倉矢吹線の袴線橋の側道から本町3号線（善郷内地内）に至る延長1,520mの道路を平成24年度から27年度にかけ道路改良拡幅を進め、中心市街地の活性化、交通利便性の向上を図ります。また、緑地帯等の設置を検討し羽鳥疎水を顕彰する「せせらぎ水路」の事業化を推進します。 ・道路構成 幅員4.0m(5.0m) 歩道2.0m ・H27までの改良済み道路延長 L=540m 改良進捗率35%		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	繰越事業である、駅東口周辺道路改良舗装工事及び防犯灯設置工事の実施（4月～8月）  改良舗装工 L=110m 防犯灯設置 2基	駅より南側の道路改良工事の実施（9月～12月）  改良工 L=50m 舗装工 L=440m	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	年度内に、矢吹駅東口周辺の道路改良・舗装工事を完了させ交通の利便性の向上を図ります。		

18	主要町道道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	道路整備事業における地方公共団体向けの交付金を活用し、地域の活性化及び通勤通学者、地域住民の安全で安心な通行を確保することを目的に主要町道の整備を実施します。 ・新町西線 L=360m W=5.5(9.0)m 交差点改良 ・一本木32号線 L=105m W=5.5(9.0)m 用地補償 ・神田西線 L=1,100m W=5.5(9.0)m 改良工 ・大町16号線 L=142m W=4.0(7.5)m 改良工 ・松倉大池線 L=300m W=6.0(10.5)m 道路補修工 ・東郷小松線 L=170m W=6.0(8.0)m 道路補修工		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	・新町西線実施設計(L=50m) 6月～9月 ・一本木32号線物件補償及び土地買収再算定(1棟 1筆) 6月～9月 ・神田西線実施設計(L=300m) 6月～9月 ・大町16号線実施設計(L=142m) 6月～7月 ・松倉大池線実施設計(L=100m) 5月～7月 ・東郷小松線実施設計(L=170m) 6月～9月	・新町西線改良工事(L=50m) 10月～3月 ・一本木32号線 物件補償契約及び土地売買契約(1棟 1筆) 10月～3月 ・神田西線改良工事(L=300m) 10月～3月 ・大町16号線改良工事(L=142m) 7月～11月 ・松倉大池線改良工事(L=100m) 7月～10月 ・東郷小松線舗装補修(L=170m) 10月～3月	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	各主要町道の整備を実施し、安全で安心した通行を確保します。		

19	都市計画道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>都市計画道路一本木29号線（旧石川街道）は主要幹線道路であり、わしお前交差点から中央公民館前の中心市街地を通り、国道4号に繋がる重要路線であります。本路線は小学校、中学校の通学路となっておりますが、歩道が未整備であること、更に大型貨物車両の通行規制があり、通行者の安全確保や災害時の緊急輸送路として歩道設置を含めた道路の拡幅が急務であります。本路線は全体延長が1200mと長い為、工区を3工区に分けひとつの工区を5年を目標に関係機関との協議を進め道路整備を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一本木29号線 全体計画 L=1,200m W=6.0m (9.75m)</li> <li>（1工区L=400m、2工区L=300m、3工区L=500m）</li> <li>1工区より事業着手（国庫補助事業）</li> </ul> <p>平成29年度 実施設計、関係機関協議 平成30年度～約5カ年 用地買収・補償・踏切拡幅・拡幅工事</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何をを行うか）		
	前期	後期	
	道路全体計画について沿道の地権者及び、関係者へ向けた説明会の実施（7月～9月）	全体調査・測量、予備設計（10月～3月）L=1200m	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道の地権者及び関係者の同意を得て現地測量を実施します。</li> <li>・道路計画の基本設計を完了させます。</li> </ul>		

20	生活道路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>地域の特性や交通量などから地域住民と協議し現道を利用した簡易舗装を行い、日常生活道路の砂利道を解消し生活環境の整備を図ります。（平成27年末までの完了件数96路線、延長L=17,525m）今年度は継続路線1箇所について工事に着手し完成させます。また、矢吹駅東口前の復興道路として位置付けした町道小松6号線について道路拡幅を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易舗装工事 1路線 松倉地区 L=100m</li> <li>・町道小松6号線整備工事 L=40m</li> </ul>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等（いつ・何をを行うか）		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係地権者や区長、関係機関との協議を進め調査設計を行います。（6月～10月）</li> <li>・松倉地区 L=100m</li> <li>・小松6号線 L=40m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計成果に基づき順次工事着手します。（10月～12月）</li> <li>・松倉地区 L=100m</li> <li>・小松6号線 L=40m</li> </ul>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内に当初計画した舗装工事、道路拡幅工事を完了します。</li> </ul>		

21	一般町道整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>一本木8号線：本路線は幅員が狭く車両のすれ違いが出来ないため住民及び隣接する中央幼稚園園児の送迎車両の通行に支障をきたしていることから、改良拡幅を行い道路利用者の安全を確保します。  延長L=230m W=5.0 (6.0) m  曙町長峰線：町の中心部である曙町から長峰地内を経由し泉崎村へと通じる2級幹線道路であり、長峰地区ほ場整備内事業完了にあわせ事業を着手します。  延長L=280m W=5.0 (6.0) m  八幡町11号線：町道曙町長峰線から八幡町地内をつなぐ町道であり、拡幅整備することで住民の利用向上が図れます。  延長L=220m W=4.0 (5.0)</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一本木8号線 実施設計(L=100m) 5月～6月</li> <li>一部区間工事(L=100m) 7月～9月</li> <li>曙町長峰線 用地測量(確定) 6月～9月</li> <li>八幡町11号線 用地測量(L=220m) 6月～9月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一本木8号線 用地買収及び物件補償(一式) 10月～3月</li> <li>曙町長峰線 用地買収(3筆) 10月～3月</li> <li>八幡町11号線 用地買収(3筆) 10月～3月</li> </ul>	
目標管理	<b>成果目標・数値目標等</b> <p>一本木8号線、曙町長峰線、八幡町11号線につきましては、関係地権者より道路計画の同意を得ながら28年度予定分の土地売買契約及び物件補償契約を完了します。  <ul style="list-style-type: none"> <li>一本木8号線につきましては、一部区間の道路整備に着手し28年度分の工事を完了します。</li> </ul> </p>		

22	橋梁の長寿命化事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>平成25年の道路法等の改正を受け、平成26年7月より、道路管理者は全ての橋梁、トンネルについて5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階に診断することになりました。矢吹町についても、道路法の改正により、町内に68箇所ある全ての橋梁について平成30年までに点検をおこないます。また橋梁の長寿命化修繕計画策定時に、修繕の必要性の高い橋梁については現在修繕工事を実施しております。</p> <p>平成28年度実施予定箇所  <ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁点検 28橋(平成29年度23橋、平成30年度20橋予定)</li> <li>十日森橋(松倉地内)補修工事【繰越事業】</li> <li>50号橋(大久保地内)補修工事</li> </ul> 平成27年度までの工事実績：全68橋のうち1橋の修繕工事完了</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>十日森橋補修工事 ～6月</li> <li>50号橋実施設計 7月～9月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50号橋補修工事 10月～3月</li> <li>橋梁点検 28橋 10月～3月</li> </ul>	
目標管理	<b>成果目標・数値目標等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>十日森橋補修工事を完了します。(繰越事業)</li> <li>50号橋の実施設計及び、補修工事を完了します。</li> <li>橋梁点検(28橋)を完了します。</li> </ul>		

23	排水路整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	町内排水路で雨天時に生活の支障となる箇所の整備、改築を行い生活環境基盤の改善を図ります。 滝八幡地区排水路 L=60m		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水路整備工事実施のための調査・設計(6月～9月)</li> <li>滝八幡地区 L=60m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計成果による工事着手(10月～12月)</li> <li>滝八幡地区 L=60m</li> </ul>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内に排水路整備工事を完了し生活環境の改善を図ります。</li> </ul>		

24	矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>古くから町の中心市街地としての役割を担ってきた地区であるJR矢吹駅周辺を区域とし、人口減少と少子高齢化の進行、近接する国道4号沿道や矢吹中央10周辺などへの大型店舗の進出などにより、近年は賑わいや活力が低下しており、更に平成23年の東日本大震災によって大きな被害を受け、現在は空地なども多くなっている地区を東日本大震災からの復旧・復興と、これにあわせた多様な都市機能が集積するコンパクトな歩いて暮らせるまちづくりを進め、魅力と賑わいのある中心市街地として再生します。</p> <p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備事業) 区域面積: 4.1ha 事業年度: 平成27年～平成31年 複合施設、防災公園、ポケットパーク建設</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への補助事業申請業務(随時)</li> <li>ポケットパーク予定地の用地買収(6月)</li> <li>複合施設予定地の用地交渉(随時)</li> <li>複合施設建設に係る様々な決定事項について、まちづくり団体を中心とした住民意見を聞き取りし、基本計画に反映させます。</li> <li>複合施設の整備手法について調査、検討を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポケットパーク整備に向け、東邦銀行跡地の測量設計、及び土ディック改良工事に着手します。(随時)</li> <li>複合施設整備に向け、用地買収、基本計画の策定に着手します。</li> </ul>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>複合施設の基本構想及び基本設計を完了させます。 (整備手法、概算規模、概算事業費、整備スケジュール等) ポケットパーク整備予定地の土質改良を完了します。</p>		



25	「(仮称) 矢吹泉崎バスストップ」整備事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>近年の交通移動の手段として、競争の激化による低価格化が進んでいる高速バスが注目を浴びており、町内でも利用者が増加傾向にあります。そこで、東北自動車道矢吹IC 付近にある待避所を利用したバス停車場を建設し、町民の移動手段を増やすとともに、首都圏に広くアピールすることにより、来町者の増加や二地域居住の推進、さらには、本町復興の形として表せるよう事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度事業 バスストップ利用者駐車場用地取得 A=2000㎡、2筆</li> </ul>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスストップ利用者の駐車場用地取得に必要な用地測量調査、買収単価決定のための不動産鑑定委託を実施します。(6月～10月)</li> <li>不動産鑑定2筆</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスストップ利用者の駐車場用地取得のため用地交渉を進め、土地売買契約を締結します。(11月～3月)</li> <li>地権者1名、2筆</li> </ul>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスストップ利用者の駐車場用地を年度内に取得します。</li> </ul>		

26	街路灯管理事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>夜間の歩行者・自転車等の交通安全を図る目的から、街路灯の新設、維持管理を行う。また、段階的に蛍光灯のLED化を進め、電気料金及び維持管理費の節減を図る。要望箇所について、通学路を優先に計画的に実施します。</p> <p>街路灯の維持管理、修繕を適正に行います。 危険街路灯の撤去処分を計画的に実施します。</p> <p>街路灯の設置状況 全体 2,127基          蛍光灯 1,887基          LED灯 108基          ナトリウム灯 32基          水銀灯 100基</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路灯の維持修繕 4月～9月</li> <li>街路灯の新設10基 4月～9月</li> <li>危険街路灯調査実施 4月～9月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路灯の維持修繕10月～3月</li> <li>街路灯の新設10基10月～12月</li> <li>危険街路灯撤去処分 9月～3月</li> </ul>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>LEDへの推進</li> <li>危険街路灯の調査、撤去優先順位の決定、関係者協議、撤去工事発注</li> <li>2020年蛍光灯製造中止に向けてのLED更新計画策定、財源確保。</li> </ul>		

27	町営住宅管理運営事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>町営住宅長寿命化計画に基づく、計画に沿った維持管理業務を行います。  また、住宅整備基金の計画的な積み立て、運用によって住宅改修、バリアフリー化の財源を確保します。  町営住宅総合整備計画（町営、定住化、災害公営）を策定し、計画的な維持管理、修繕、改修、改築を行います。  町営住宅の維持管理業務の一部を民間委託し緊急時にも迅速にも対応できるようにします。</p> <p>町営住宅管理戸数 228戸</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前期	後期	
	<p>町営住宅の入退去、維持管理を行います。（平成28年度管理戸数228戸）  6月 町営住宅の維持管理業務の一部を民間委託に向けた調査検討を行います。  9月 町営住宅等総合整備計画の策定を行います。  9月 長寿命化計画に伴う外壁改修工事を行います。（大池住宅5号棟）</p>	<p>10月 老朽化住宅の用途廃止を推進します。  11月 施設の維持管理（修繕、故障対応等）について民間委託の運用開始します。  3月 民間委託の検証を行います。</p>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>町営住宅の適切な維持管理と迅速な入退去管理を行います。  政策空家の推進  老朽化住宅用途廃止</p>		

28	公園管理事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>都市公園・農村公園・その他の公園等の公園施設を安全な状態に保ち、町民が安心して利用できるよう継続的な維持管理を行います。また、樹木や草花の定植を進め、一年中来園したくなる公園を目指します。  ・東京農業大学と連携した公園づくりの推進・町の木である赤松保護のため、害虫駆除事業を実施します。・維持管理については、昨年度に引き続き指定管理者により行います。・指定管理者の選定（3年に1度）・日本庭園の大賀ハス、錦鯉の維持管理</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前期	後期	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者との委託契約の締結（4月）</li> <li>・ 東農大との連携協定に基づいた研究契約の締結（5月）</li> <li>・ 赤松保護委託（薬剤散布、6月）</li> <li>・ 指定管理者選考に関する調書作成</li> <li>・ 大賀ハス、錦鯉の維持管理（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 赤松保護委託（樹幹注入、2月）</li> <li>・ 植樹実施（11月～）</li> <li>・ 指定管理者の選定（3月）</li> <li>・ 大賀ハス、錦鯉の維持管理（随時）</li> </ul>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大賀ハス再生プロジェクトに沿った維持管理体制による大賀ハスの開花</li> <li>・ 「桃源郷の里づくり事業」と連携した植栽・植樹事業</li> <li>・ 大賀ハスを含めた大池公園の魅力発信による来園者の増</li> </ul>		

29	道の駅推進事業	都市整備課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	事業所管課との連携により、「道の駅」整備に向けた【ハード部門】の調査検討を行います。事業進捗に併せ、国道事務所、福島県、土地改良区等の【ハード部門】関連機関との連絡調整を図ります。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	年次スケジュール等の計画レベルに応じた、各種事務、協議計画、スケジュール等の実施計画を策定します。	実施計画に基づく各種、調査・検討、協議を行います。	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	主管課が作成する基本計画について、当課が担うべき業務を確実に遂行し、早期に策定が完了するよう努めます。		

30	事務事業の民間委託の推進	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>指定管理者制度を活用した「公園・駅前駐車場管理」「水道料金等の賦課徴収業務」については、指定管理者との定期的な協議により、相互理解を深め、より効率的、効果的な運営・管理を図ります。</p> <p>また、本制度が十分に効果的、効率的な制度であるかについて、十分な調査、検討を行い、必要があれば制度の変更、廃止も含め、今後のあり方について検証を行います。</p> <p>公営住宅の管理業務委託について、手法、内容、運用等について、先進地の調査検討を行い、年度後半には、試験運用を行い、十分な外注効果が確認できれば、次年度より、本格運用に移行します。</p> <p>道路等の維持管理については、十分な調査検討を行い、次年度の試験運用を目指します。</p> <p>上下水道事業については、既に施設の維持管理等において民間委託を実施しておりますが、新たな委託化の可能性について調査・検討します。</p> <p>また、広域的な業務連携について、関係市町村と協議します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<p>4月 指定管理者との年次計画の確認を行います。</p> <p>随時、必要に応じて協議を行います。</p> <p>8月 広域圏管内市町村と広域化・民間委託について協議します。</p>	<p>10月 公営住宅の管理業務委託の試験運用を行います。</p> <p>10月 広域圏内水道管理者会議において広域化・民営化の検討について提案します。</p> <p>2月 上記業務の検証、及び本格運用に向けた準備、実施計画の策定を行います。</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	指定管理者制度の適否、及び制度継続の是非、内容の充実、拡大等の必要性の有無等を検証し、次年度以降の制度のあり方について方向性を示します。具体的には、年度後半より、公営住宅の維持管理（軽微な工事、修繕、故障対応等）についての民間委託を開始し、その効果を検証します。		

31	時間外勤務命令の抑制	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>定期的な住民サービスが滞ることが無いように、繁忙期、業務多忙時、及び緊急時には、適時時間外勤務を命じ、効率的、効果的な事務処理に努めます。また、年間計画により、時期を分散できる業務については、実施計画において作業時期の調整を行います。また、社会インフラを総括的に管理する担当課として、大規模漏水、及び台風、降雪等の自然災害に対して、適確に対応できる体制を構築する必要があります。そのために必要な業務バランスを確保のための超過勤務については、適時実施する必要があります。前期中に課員、係ごとの超過勤務実態、要因を分析し、係内調整、事務分掌の再調整も含め、課、全体の協力、支援、分担体制を検討します。また、超過勤務の増加に伴う職員の健康管理に留意し、定期的な面談等により、体力的、精神的疲労の拡大抑制に努めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月 係ごとに年間の業務バランス、分担、支援体制について係内会議において決定します。必要があれば係を超えての支援、協力体制を協議します。</p>	<p>10月 超過勤務の実態、要因を調査し、係長会議において対応策を協議、検討します。また、事務分掌の調整等について、協議、検討、調整を行います。さらに、必要があれば人員体制の強化について、担当課との協議を行います。</p>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>年間を通して超過勤務時間数の削減が目標であります。本年度は、係員、及び係間のバランスについて、前期末までに検証し、年度末までに平準化を図ることを目標とします。本年度掲げる「重点事業、大規模事業」等を実施、及び実施に向けた目途を付けるために必要な業務については、集中的、効率的に超過勤務を命じ、課全体の年間業務バランスを管理します。</p>		

32	行政情報の積極的な発信	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>各種事業について、積極的な情報発信に努めます。特に、住民の皆さまとの「協働事業」については、経過も含め、HP、各種マスコミ、広報紙等を活用し、効果的な情報発信を行います。年度当初に、情報の内容による効果的な時期、発信内容、手法を検討し、計画的な情報発信に努めます。都市計画マスタープラン、用途地域の見直し等、主要計画について、パブリックコメントにより、広く意見集約を行います。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前 期	後 期	
	<p>4月 情報発信項目の内容、時期、手法について、検討します。適時、情報発信を行います。</p>	<p>10月 前期の情報発信についての検証を行います。適時、情報発信を行います。 3月 次年度の年間スケジュール、手法の計画を策定します。</p>	
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>「まちづくり」に関する各種情報を、分かりやすく提供すると共に、迅速、かつ、適正な情報公開、情報発信に努め、透明性の高い行政運営を行うことを目標とします。また、「協働事業」等の地域活動については、活動状況等の情報発信により、住民の皆さんへの周知、PRを図り、参加機会、賛同者の拡大等、事業の充実、推進が図られることを目標とします。</p>		

33	事務処理のマニュアル化の推進	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>マニュアル化の必要な事務を選定し、「事務処理マニュアル」を策定します。マニュアル化により、チェックリストを作成し、受付確認漏れ、適否判断を明確にすることで、主担当者不在時の業務停滞、住民サービス低下、誤判断の防止に努めます。必要事務のマニュアルを年度内に策定し、次年度より運用します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<p>4月 事務ごとにマニュアル化必要の有無を判断し、マニュアルの基本構成、様式、仕様について検討します。また、既存のマニュアルについて、活用状況を調査・検証します。</p>	<p>10月 マニュアルの基本構成を検討し、対象事務ごとに素案を策定します。 1月 マニュアル案を策定し、仕様の確認 試験運用を行います。 3 事務マニュアルを策定、次年度より本格運用します。</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>マニュアル化による事務の明確化、判断・チェックミスの防止、及び効率化、共有化、簡易化により、住民サービスの向上、迅速化を図ることを目標とします。</p>		

34	内部管理経費の節減	都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>事務経費の節減に努めます。事務消耗品、事務用品、コピー紙等の節減を図ります。各種協議資料のペーパーレス化、データ化の推進、メール等の保存文書のデータ保存、PDF化、効率的なフォルダ保存管理を図ります。また、光熱水費の節減に努めます。特に、電気料金については、不要箇所、昼休みの消燈の徹底、冷暖房の設定温度の徹底を図ります。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何をを行うか)		
	前期	後期	
	<p>4月 課内会議において、節減項目の意識共有、具体的な取り組み手法の提案、意見交換を行います。</p>	<p>10月 課内会議において、取り組み状況を報告、検証を行い、効果的な実施項目については、更なる推進を図ります。また、節減効果の低い項目は事務の効率化を優先し、節減項目から除外します。</p>	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<p>組織改正により、前年度比の比較が困難なため、事務消耗品等については、リサイクルの徹底、及びデータ化の推進の意識共有により、支出の削減を目指します。光熱水費については、データの集計、傾向の把握に努めます。</p>		

35	公共施設の長寿命化・統廃合の推進		都市整備課	行財政改革実行計画
事業の概要・ 実施方針	<p>道路・橋梁、公園、住宅、上下水道等の施設ごと長寿命化計画に基づき適切な維持管理、更新を実施します。施設の利用、運用状況に応じて、施設の廃止について調査、検討を行います。（長屋住宅、水道施設等）</p> <p>【道路】 H25、H26調査L=85km H26道路修繕計画策定  【橋梁】 68橋点検調査実施【H28:28橋、H29:23橋、H30:17橋】H30橋梁修繕計画策定予定  【公園】 長寿命計画策定済 H27公園整備計画策定  【住宅】 H25年度 町営・定住化住宅について長寿命化策定済 H28年度 災害公営を含めた公営住宅の整備計画を策定  【上下水道】ストックマネジメントを踏まえた長寿命化計画に必要な基礎データ（GISシステム化）H28-29  【下水道】ストックマネジメントを踏まえた長寿命化計画H28-29  【集落排水】各地区毎に順次更新計画の実施検討。大和久地区は公共への編入に向けて協議調整を進めます。</p>			
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)			
	<p style="text-align: center;">前 期</p> <p>4月 長寿命化計画に基づく実施計画の確認、スケジュールの調整、関連事業との調整を行います。  6月 必要な施設について、計画の策定、見直しを行います。</p>	<p style="text-align: center;">後 期</p> <p>10月 実施状況の進行管理を行います。  12月 次年度の計画策定、予算計画を策定します。</p>		
目標管理	<p>成果目標・数値目標等</p> <p>長寿命化計画策定済の施設については、実施計画に基づく計画的な改修更新を行います。  未策定、及び見直し予定の施設については、計画策定までの年次スケジュールを決定します。</p>			